

今こそ国鉄1047名解雇撤回を

# JRの偽証 裁判所の犯罪

「時効」で切り捨ては許されない!



動労千葉が国鉄1047名解雇撤回を求める裁判で東京地裁は24年11月13日、組合側の主張を認めず「不当労働行為・解雇容認」の不当な判決を出しました。

国鉄分割・民営化は戦後最大の労働運動解体攻撃でした。当時の首相・中曽根が「国労をつぶし、総評・社会党を壊滅に追い込むことを明確に意識してやった」「お座敷をきれいにしてお立派な憲法を安置する」と語った通りです。それは労働者の生活と雇用の破壊、社会全体を崩壊へと繋がる攻撃の出発でもありました。

国鉄分割・民営化との闘い、国鉄闘争はまさに「今現在の攻防点」です。新たに開始した高裁署名にぜひご協力ください。

「解雇撤回・JR復帰」高裁署名にご協力を

【発行】国鉄分割・民営化に反対し、1047名解雇撤回闘争を支援する全国運動（国鉄闘争全国運動）

〒260-0017 千葉市中央区要町2-8 D.C.会館内（電話）043-222-7207（FAX）043-224-7197

## 【第1ラウンド：JRに解雇撤回求める】

### 労働委員会「採用差別の責任はJRにあり」 →裁判所「JRに責任なし」

ただし「JR設立委員自身が不当労働行為を行った場合は別」

国鉄分割・民営化（87年4月）を前に同年2月16日、多くの動労千葉・国労・全動労組合員に「JR不採用」が通告されました。動労千葉は直ちに新会社（JR）に対して雇用関係の確認＝採用を求めて裁判を起こしました（87年3月）。さらに1年後の88年3月に千葉県労働委員会に不当労働行為の救済を申し立てました。

これが今日まで続く裁判・労働委員会闘争の「第1ラウンド」です。

労働委員会は「採用差別は不当労働行為」と明確に認定し、「全員のJR採用」を命ずる救済命令を出しました。ところが裁判所は、労働委員会の命令を覆して「JRに法的責任なし」と判決しました。「不当労働行為があったとしても、JR設立委員自身が行った場合は別として、その責任は国鉄にある」というのです。

それは何人首を切っても、その責任が新会社JRに及ばないように仕組まれた国家的不当労働行為＝国鉄改革法を根拠にしたものでした。

## 【第2ラウンド：旧国鉄相手に闘争継続】

### 実は名簿に載っていた?! 隠された真実が明らかに! 最高裁で「不当労働行為」確定

ここから解雇された労働者たちの第2ラウンドの闘いが始まります。旧国鉄＝鉄建公団を相手に裁判闘争を開始したのです。私たちは、その闘いの中から原職＝JR復帰の道をこじ開けようと決意しました。

2009年12月、衝撃の事実が明らかになります。東京地裁で行われた伊藤嘉道（国鉄職員局補佐・当時）の証人尋問で「動労千葉の組合員12人など不採用になった117人がもともと採用候補者名簿に記載されていた」「直前になって名簿不記載基準を策定して名簿から排除した」ことが明らかになったのです。

この決定的事実を前に東京地裁・白石裁判長は、「名簿不記載基準の策定は不当労働行為」と認定し、「不採用基準の策定がなければ117人はJRに採用されていた」と明記したのです。この判決を行ったことで白石裁判長は閑職にとばされますが（白石事件）、その判断は10万筆を超える署名運動が力となって2015年6月、「名簿不記載基準の策定は不当労働行為」は最高裁で確定しました。

裁判のやり直しを求めて  
第3ラウンドの闘いへ!

## JRは偽証を繰り返した!

JRは「名簿作成に一切関わっていない」「不当労働行為があったとしても、責任は国鉄にある」と繰り返してきました。以下は、裁判でのJRによる「偽証」のごく一部です。（JR提出の書面から引用。[ ]内は引用者）

- 被告らが行う新規採用の対象者の範囲を画する「名簿」の作成は、……国鉄の専権として定められているところであって、被告らの設立委員がかかる「名簿」の作成又は「名簿」記載者以外の者の採用について全く権限を有しない[1989年7月24日付書面]
- 国鉄は右名簿作成に際し、……設立委員から提示された採用条件を自らの責任において公正に適用し（設立委員から特段の意向を徴するようなことは行われていない。）、……また、設立委員は、右名簿に登載された者のみを対象として採用権限を行使することとされているのであるから、右名簿に登載されなかった原告らについては採用の余地はなく、従って不記載の理由が問擬される余地もない[1990年3月5日付書面]
- 新企業体の設立委員は、国鉄が人事裁量権を行使して右名簿を作成するための基準を提示したが、その内容がなんら不当なものでないことはいうまでもない。[1990年5月7日付書面]
- [JR]設立委員は、国鉄の名簿作成に関し、あらかじめ、一般的に採用の基準を提示するほかなんら関与するところはなく、そもそも、関与する権限がなかった[1994年3月8日付書面]
- 新企業体[JR]の設立委員は、右名簿の作成について国鉄に指示等を与える余地は全くなく、また、この名簿に記載された候補者の中からのみ、新規採用者を決定することとなったのである[1996年6月5日付書面]
- 本件関係組合員に対し採用通知を発しないことは、設立委員の採否の判断と関係なく、すでに国鉄が名簿を作成した段階において確定していたのであり、……「差別」なるもの（たとえあったとしても）は、採用された者に対する設立委員の通知によって生じるものではない。[1997年6月25日付書面]
- 設立委員は……採用候補者名簿に記載されていない者について具体的に認識しない[1999年9月29日付書面]

## しかも「不採用基準」策定を命じたのはJR設立委員会だった!



## 【第3ラウンド：改めてJRに解雇撤回求める】

# JRの偽証は暴かれた！ すべてやり直せ！ 「時効」理由に免罪は裁判所の犯罪

【現在】闘いの  
場は東京高裁へ

隠された真実はすべて暴かれました。しかし、JRは団交にすら応じず、責任を類被りしました。これに対して、裁判のやり直しを求めて2018年5月、新たな労働委員会闘争を開始しました。

東京地裁は24年11月13日、「時効」を口実にして真実を明らかにすることを拒否し、国鉄分割・民営化の国家的不当労働行為を容認する許しがたい判決を出しました。現在、闘いの場は東京高裁に移っています。

すでにJRの30年以上にわたる主張がすべて偽証、大ウソであることが明らかになっています。JRは自らが直接名簿からの選別・排除を指示・決定した「不当労働行為の犯人」だと百も承知でウソをつき続け、真実を隠し続けてきたのです。

これを「時効だ」と免罪するのは、「裁判所の犯罪」です。すべての審理をやり直すべきなのです。

### ○真実を否定できないまま「時効」で免罪——東京地裁判決

私たちが暴き出してきた真実は裁判所ですら否定できないものです。東京地裁判決には「仮に」と前置きした上で、「JRが採用義務を負うことがあるとしても」とまで書かれています。それを「時効」の一点を口実にひっくり返したのです。もはや裁判所による「犯罪行為」です。断じて許されません。

「仮に、特定の労働組合の組合員を不当に不利益に扱う目的で、設立委員らの指示による本件不採用基準の策定、それに基づく国鉄による採用候補者名簿の書換え及びその結果としての参加人（JR）による不採用があり、その結果、参加人（JR）が原告らの採用義務を負うことがあるとしても、それは、本件不採用に至る一連の不当労働行為の結果にすぎず、上記採用義務の不履行が、現在まで続く継続的な不当労働行為であるとはいえない。」（24年11月13日の東京地裁判決文より）

→ 「JRに採用義務がある」こそ真実！  
JRの偽証を「時効」口実に容認するなど許されない！

### ○異常な警備体制——暴拳に手を染めた裁判所

東京地裁は判決日、法廷を急遽「警備法廷」に変更して、異常な警備体制をしきました。法廷の内外に多数の廷吏が並び、法廷に続く廊下には鉄柵が設置されました。しかも、裁判の原告本人や代理人弁護士まで鉄柵前で止められ、「傍聴券がなければ入れない」という信じがたい暴拳に手を染めたのです。到底許すことはできません！